

第 7 7 3 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 6 年 3 月 1 2 日（火） 1 1 時 0 0 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7F 大会議室

【議題 1】「横浜税関 HP への通関手続き資料掲載について」

【資料 1】（業務部 収納課 中澤課長）

【議題 2】「第 13 回輸入手続の所要時間調査について」

【資料 2】【資料 3】【資料 4】【資料 5】【資料 6-1】【資料 6-2】

【議題 3】「e-CO を利用した輸入申告で区分 1 により許可となった場合の書類提出の取扱いについて」【資料 7】

（業務部 通関総括第 1 部門 浦本 統括審査官）

【議題 4】「中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長について」【資料 8】

【議題 5】「ヨーグルトに係る特別緊急関税の発動について」

【資料 8】（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

【議題 6】「通関営業報告書等の提出について」

【資料 9】【資料 10】（業務部 矢野 首席通関業監督官）

【議題 7】「令和 5 年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について」【資料 11】（業務部 西潟 知的財産調査官）

3. 事務局からの連絡事項等

・次回第 7 7 4 回通関協議会は、4 月 9 日（火）11：00 の開催を予定しています。場所は、未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和6年3月12日
横浜税関 業務部

横浜税関HPへの通関手続き資料掲載について

<資料掲載場所>

○横浜税関HP

1月25日 [横浜税関 横浜中支八子にき寄附諸税を掲載](#)

★ピックアップ

■ 広報・報道

▶ [横浜税関パンフレットY.C](#)

■ 講師派遣

▶ [薬物乱用防止教室等への講師派遣のご案内](#)

その他

▶ [横浜税関からのお知らせ・お願い](#)

▶ [システム障害時における暫定取扱要領](#)

▶ [情報公開・個人情報保護](#)

○税関からのお知らせ・お願い

■ **税関からのお知らせ・お願い**

▶ [通関関係のお知らせはこちらから](#)
▶ [横浜税関 業務部 税関相談官室に寄せられる主な質問について](#)

採用案内

▶ [採用案内](#)

お問い合わせ先

○担保提供等手続きに係る提出書類と記載例

■ **通関関係のお知らせ**

▶ [輸出入関係取扱品目分担一覧表（令和5年7月～）](#)
横浜税関における通関部門等の取扱品目分担の一覧表です。

▶ [業務部事務分担一覧表（令和5年12月～）](#)
横浜税関業務部における事務分担の一覧表です。

▶ [豚肉の輸入申告について（お知らせ）](#)
▶ [豚肉の輸入申告に係る取扱い変更について（平成24年9月10日から適用開始）](#)
▶ [豚肉の輸入申告に係る取扱い変更について（平成25年1月15日から適用開始）](#)
平成25年1月15日以降は、新しい調査票のご提出をお願いします。
○【別添】調査票blankフォーム（エクセル） 平成25年1月15日以降版

▶ [文書による事前教示制度（関税分類・関税評価・原産地・減免税）](#)

▶ [輸出入業者の皆様へ「税関検査にご協力を！」](#)
税関検査に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶ [包括保険契約のNACCSへの登録について](#)

▶ [担保提供等手続きに係る提出書類と記載例](#)

採用案内

▶ [採用案内](#)

お問い合わせ先

▶ [お問い合わせ先](#)

横浜税関の紹介

▶ [管轄と機構](#)

▶ [所在案内](#)

▶ [概況説明資料\(YCパンフレット\)](#)

▶ [横浜税関の歴史](#)

▶ [ご当地カスタム倉](#)

公示・公告等

▶ [公示・公告](#)

▶ [調査情報](#)

▶ [国有財産貸付可能物件情報](#)

【担保提供等の手続に係る提出書類と記載例】

1. 担保の提供

担保の提供			担保の種類		提出 部数	様式	記載例・記載要領
			保証人 の保証	供託			
提出書類			備 考				
1-1	担保提供書	※ 個別担保の場合	○	○	2	C-1090	記載例・記載要領
		※ 据置担保の場合					記載例・記載要領
1-2	保証書	※ 保証人が保険会社以外の金融機関の場合	○	－	1	C-1100-1 (C-1100-2)	記載例・記載要領
	保証書（据置担保用）					C-1105-1 (C-1105-2)	記載例・記載要領
	保証書（据置担保用）【自動更新】					C-1106-1 (C-1106-2)	記載例・記載要領
	法令保証証券	※ 保証人が保険会社の場合				保険会社様式	－
	供託書		－	○	1	法務局様式	－
1-3	印鑑届		△	－	1	任意様式	記載例・記載要領
1-4	供託書不受理証明申請書		－	△	2	任意様式	－
1-5	承諾書		△	－	1	任意様式	－
1-6	関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書	※ 個別納期限延長を利用する場合（NACCSで同時申請する場合は不要）	△	△	2	C-1003	－
	関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（官署別）	※ 包括納期限延長を利用する場合				C-1004	－
	関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括）					C-1005	記載例・記載要領
	関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書	※ 特例申告納期限延長を利用する場合				C-1006	－
	特例申告納期限延長申請内訳表					C-1006-2	－

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

2. 保証内容の変更（保証書等の内容に変更があった場合の手続き）

2-1	保証内容変更届出書		○	-	2	任意様式	-
2-2	保証内容確認書（金融機関）	※ 保証人が保険会社以外の金融機関の場合	○	-	1	任意様式	-
	保証内容確認書（保険会社）	※ 保証人が保険会社の場合				任意様式	-
2-3	変更の事実が確認できる書類		○	-	1	-	-

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

3. 官署の追加（保証書等の宛先官署を追加する場合の手続き）

提出書類		備 考	担保の種類		提出 部数	様式	記載例・記載要領
			保証人 の保証	供託			
3-1	担保提供書	※ 一括担保の場合	○	○	2	C-1090	記載例・記載要領
3-2	保証通知書（税関官署追加用）		○	—	1	C-1107-1 (C-1107-2)	—
3-3	関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括）	※ 一括包括納期限延長を利用している場合	△	—	2	C-1005	記載例・記載要領

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

4. 保証期間の非更新（保証書等の保証期間を短縮する場合の手続き）

4-1	保証期間の非更新についての届出書	※ 自動更新付の担保の場合	○	—	2	C-1108-1 (C-1108-2)	記載例・記載要領
-----	------------------	---------------	---	---	---	------------------------	----------

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

5. 保証期間の短縮（保証書等の保証期間を短縮する場合の手続き）

5-1	担保の短縮に係る申出書		○	—	2	任意様式	—
-----	-------------	--	---	---	---	------	---

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

6. 担保の積み増し（担保額を増額する場合の手続き）

6-1	担保提供書	※ 個別担保の場合	○	○	2	C-1090	記載例・記載要領
		※ 据置担保の場合					記載例・記載要領
6-2	保証書	※ 保証人が保険会社以外の場合	○	—	1	C-1100-1 (C-1100-2)	記載例・記載要領
	保証書（据置担保用）					C-1105-1 (C-1105-2)	記載例・記載要領
	保証書（据置担保用）【自動更新】					C-1106-1 (C-1106-2)	記載例・記載要領
	法令保証証券	※ 保証人が保険会社の場合				保険会社様式	—
	供託書		—	○	1	法務局様式	—
6-3	印鑑届		△	—	1	任意様式	記載例・記載要領
6-4	供託書不受理証明申請書		—	△	2	任意様式	—
6-5	担保変更承認申請書		○	○	2	C-1109	記載例・記載要領

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

7. 担保の解除

提出書類		備 考	担保の種類		提出 部数	様式	記載例・記載要領
			保証人 の保証	供託			
7-1	担保解除申請書		○	○	2	C-1110	記載例・記載要領
7-2	担保預り証	※ 担保提供時交付書類	○	○	1	—	—
7-3	担保登録票	※ 担保提供時交付書類	○	○	1	—	—
7-4	担保預り証及び担保登録票の紛失に関する申し出		△	△	1	任意書式	—
7-5	供託原因消滅証明申請書（金銭用）		—	○	2	C-1120	記載例・記載要領
	供託原因消滅証明申請書（有価証券用）					C-1121	—

（注） 様式欄：下段の（ ）内は通関業者の担保の場合に使用する。
担保の種類欄：○必須、△必要に応じて

※ 参考資料

※ 適用法条一覧	適用法条一覧
----------	--------

問い合わせ先

横浜税関業務部収納課

045-212-6140

yok-gyomu-shunou@customs.go.jp

第13回輸入手続の所要時間調査に ご協力ください

本調査は、輸入手続の簡素化・迅速化のための施策の導入効果を調査するもので、今後の施策の検討・推進のため活用されます。



調査期間

令和6年

3/11(月)～3/17(日)



上記期間に輸入申告等された貨物が調査対象となります。

※ 調査対象とする申告等の指定がございますので、詳しくは調査特設ページからご確認ください。



特設ページはこちら

<https://www.customs.go.jp/form/2024/shoyojikanchosa.html>
(税関ホームページ)



本調査の回答ページはセキュリティで保護されており、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

回答結果について、申告税関から確認の連絡をさせていただくこともございます。



税関
Japan Customs





現在位置: [ホーム](#) > [新着情報](#) > 第13回輸入手続の所要時間調査の実施について(協力依頼)

第13回輸入手続の所要時間調査の実施について(協力依頼)

令和6年2月26日

日頃より、関税政策・税関行政にご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

財務省関税局・税関におきましては、従来から適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところですが、これらの導入効果を調査し今後の迅速化のための施策を推進していくうえでの参考とするため、令和6年3月11日(月)から3月17日(日)までの一週間において、第13回輸入手続の所要時間調査を実施することとしました。

つきましては、本調査へご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

◆ [調査対象とする申告番号【PDF】](#)

◆ [実施要領\(航空・海上共通\)【PDF】](#)

上記の「調査対象とする申告番号」に該当する輸入申告を取り扱うこととなった通関業者におかれましては、「実施要領(航空・海上共通)」の内容を確認いただき、次の該当するいずれかのボタンをクリックして調査票回答フォームへお進みください。

調査票
(航空貨物)

調査票
(海上貨物)

「調査対象とする申告番号」に該当する輸入申告を複数取り扱うこととなった場合には、一括でご回答いただくことができます。一括での回答をご希望される場合は、コチラ[【航空一括回答フォーム\(Excel\)】](#)[【海上一括回答フォーム\(Excel\)】](#)のフォームをダウンロードいただき、次の一括回答用メールアドレスへ送信をお願いします。
一括回答用メールアドレス [shoyojikanchosa●mof.go.jp](mailto:shoyojikanchosa@mof.go.jp) (迷惑メール防止対策を行っているため、●を@へ置換してください。)

3月下旬を目途に回答いただきますようご協力の程よろしくお願いいたします。

本調査結果は、セキュリティで保護されており、また、全て統計的に処理します。ご回答頂いた内容などの個別データが公表されることは一切ございません。

【問合せ先】
財務省関税局 業務課
(代)03-3581-4111(内線6464)
MAIL [shoyojikanchosa●mof.go.jp](mailto:shoyojikanchosa@mof.go.jp)

税関のPR活動



税関イメージキャラクター
カスタム君

> [税関Twitterガイドライン](#)

関税局・
税関について

全国の税関

法令・政策等
について調べたい

水際取締について調べたい

貿易統計について調べたい

AEO制度について調べたい

↳ [税関TOP](#)

↳ [函館](#)

↳ [所管法令等](#)

↳ [水際取締トップ](#)

↳ [貿易統計トップページ](#)

↳ [AEO制度トップ](#)

第13回輸入手続の所要時間調査の調査対象とする申告

○ 調査対象貨物は、調査実施期間内(令和6年3月11日(月)から同年3月17日(日))に、調査対象官署に対して行われた、以下の申告とします。

※ 東京税関本関に対する海上貨物の一般申告の場合、申告番号の8桁目、9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」であるものが調査対象となります。

(例) 申告番号 11480791150 ⇒ 調査対象

<調査対象貨物>

申告税関	申告先官署	区分	一般申告(注1)	引取申告(注2)	自由化申告(注3)
東京税関	本関	海上	8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」	全申告	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66」
		航空	7桁目から9桁目が「111、222」		7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666」
	大井出張所	海上	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」	全申告	8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」
		航空	8桁目と9桁目が「11」		
	成田航空貨物出張所	航空	7桁目から9桁目が「111、222、333」	全申告	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」
	東京航空貨物出張所	航空	全申告		8桁目と9桁目が「11、22、33、44」
	羽田税関支署	航空	7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666、777」		8桁目と9桁目が「11、22」
横浜税関	本関	海上	8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77」及び「10、20、30、40、50、60、70」		8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77」
	本牧埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が「11、22」	全申告	
	大黒埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66」		8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66」
	船橋市川出張所	航空	8桁目、9桁目が「11、22」		
名古屋税関	本関	海上	10桁目が「1、2、3」	全申告	9桁目、10桁目が「11、22、33、44、55」
	西部出張所	海上	9桁目、10桁目が「11、22」	全申告	
	中部空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、22」	全申告	10桁目が「1、2」
大阪税関	本関	海上	9桁目、10桁目が「00、11、22、33、44、55、66」及び「10、20、30、40、50、60」		9桁目、10桁目が「00、11、22、33、44」
	南港出張所	海上	9桁目、10桁目が「00、11」	全申告	9桁目、10桁目が「00、11、22」
	堺税関支署	海上	9桁目、10桁目が「00」		
	関西空港税関支署	海上	9桁目、10桁目が「00、11、22、33」		
		航空	7桁目、8桁目、9桁目、10桁目が「0000、1111、2222、3333、4444、5555」	全申告	8桁目、9桁目、10桁目が「000、111」
神戸税関	本関	海上	8桁目が「0」、「1」、「2」、「3」	全申告	8桁目が「0」
	六甲アイランド出張所	海上	8桁目が「0」	全申告	
	ポートアイランド出張所	海上	8桁目が「0」		
門司税関	博多税関支署	海上	8桁目、9桁目、10桁目が「111、222、333」	全申告	
	福岡空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、21、31、41、51、61、71」		
	北九州空港出張所	航空	10桁目が「0、1」		

(注1)一般申告(IC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。自由化申告を除く。)

(注2)特例申告に係る引取申告(HK及びHTのものに限る。自由化申告を除く。)

(注3)自由化申告(IC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。)

令和6年2月

通関業者・輸入者 各位

第13回輸入手続の所要時間調査について

平素より関税政策及び税関行政に御理解及び御協力いただき、誠にありがとうございます。
財務省関税局・税関におきましては、従来より適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところでありますが、これらの導入効果を調査し今後の迅速化のための施策を推進していくうえでの参考とするため、平成30年3月の第12回調査に引き続き、今般、下記要領により第13回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様におかれましては、本調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査実施期間

令和6年3月11日(月)～3月17日(日)

2. 調査対象貨物

(1) 一般申告

調査実施期間内に調査対象官署にNACCSを使用して行われた輸入申告（申告等種別コードがIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から、約6,300件（海上貨物約3,000件、航空貨物約3,300件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告、窓口電子申告端末を利用した自社申告及び輸出入申告官署の自由化を利用した輸入申告（以下「自由化申告」という。）は除く。）。

(2) 特例申告に係る引取申告

調査実施期間内に特例申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われたAEO輸入者による特例申告に係る引取申告（申告等種別コードがHK及びHTのものに限る。）から、約2,100件（海上貨物約1,000件、航空貨物約1,100件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告及び自由化申告は除く。）。

(3) 自由化申告

調査実施期間内に自由化申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われた自由化申告（申告等種別コードがIC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から約2,600件（海上貨物約1,000件、航空貨物約1,600件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告は除く。）。

※上記2. (1)から(3)の申告については、3月22日（金）までに輸入許可等されない場合、調査の対象から除外とします。

3. 調査対象官署

2. (1)から(3)の申告に係る調査対象官署は下図のとおりとします。

【海上貨物】

税関	官署	一般	特例	自由化
東京	本関	○	○	○
	大井出張所	○	○	○
横浜	本関	○		○
	本牧埠頭出張所	○	○	
	大黒埠頭出張所	○		○
神戸	本関	○	○	○
	ポートアイランド出張所	○		
	六甲アイランド出張所	○	○	
大阪	本関	○		○
	南港出張所	○	○	○
	堺税関支署	○		
	関西空港税関支署	○		
名古屋	本関	○	○	○
	西部出張所	○	○	
門司	博多税関支署	○	○	
合計官署数		15	9	8

【航空貨物】

税関	官署	一般	特例	自由化
東京	本関	○		○
	成田航空貨物出張所	○	○	○
	東京航空貨物出張所	○		○
	羽田税関支署	○		○
	大井出張所	○		
横浜	船橋市川出張所	○		
大阪	関西空港税関支署	○	○	○
名古屋	中部空港税関支署	○	○	○
門司	福岡空港税関支署	○		
	北九州空港出張所	○		
合計官署数		10	3	6

4. 調査方法（別紙1参照）

- (1) 調査対象となる輸入申告に係る貨物の「到着日時」から「輸入許可日時」までの以下の段階毎の所要時間、及び長時間を要した場合にはその理由を調査します。通関業者又は輸入者（以下「通関業者等」という。）は、税関ホームページ内

（<https://www.customs.go.jp/form/2024/shoyojikanchosa.html>）に掲載された調査票から調査項目を回答願います。

※回答内容はセキュリティで保護され、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

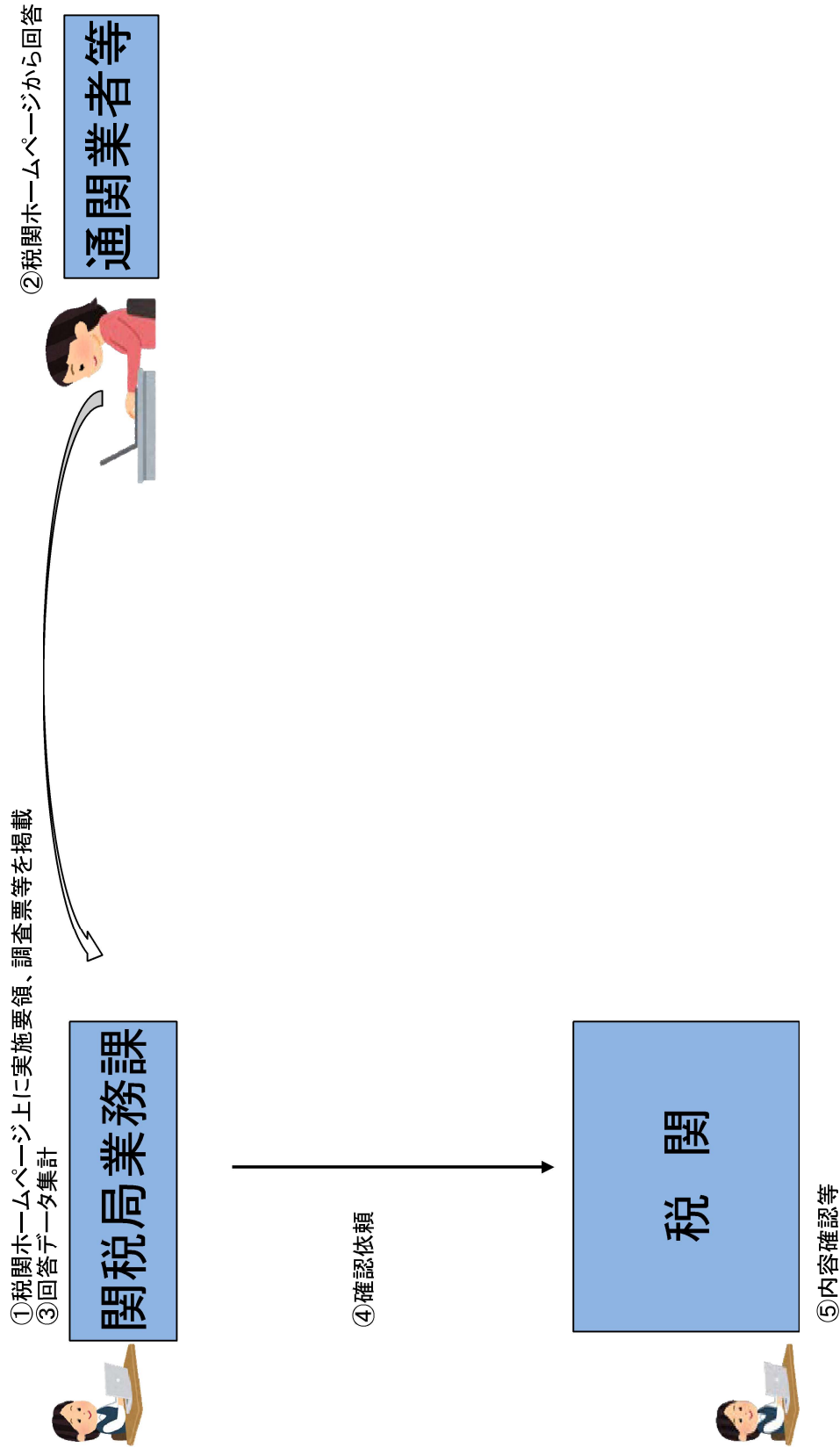
なお、回答結果について申告先税関から確認をさせていただく場合もございます。

入港 → 保税地域等への搬入 → 輸入申告 → 通関関係書類等の提出 → 書類審査終了 →
（検査開始 → 検査終了） → 輸入許可

- (2) 調査票は、「調査の実施要領」（別紙2）及び「各段階において長時間を要した理由等表」（別紙3）を参照し回答をお願いいたします。

第13回輸入手続の所要時間調査の調査フロー

(調査対象期間：令和6年3月11日(月)～3月17日(日))



《調査の実施要領》

(1) 「輸入申告番号」欄

申告番号(11桁)を入力ください。なお、訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力をお願いします。

(2) 「入港日時」欄

入港届の「入港の日時」(接岸(着陸)日時)を回答ください。

なお、他港(異なる税関空港または開港)から保税運送された貨物にあっては、通関場所の保税地域に搬入された日時を回答願います(この場合には、入港日時と搬入日時は同一日時となります。)。

(3) 「搬入日時」欄

- ① 航空貨物の「搬入日時」については、IAW(輸入貨物情報照会情報)の突合の時間とします。海上貨物の「搬入日時」については、ICG(貨物情報照会情報)の搬入が確認された時間とします。
- ② 貨物が分割されて搬入された場合は、当初の搬入日時とします。
- ③ 航空貨物にあっては、到着即時輸入許可制度を利用、海上貨物にあっては、到着(搬入)即時輸入許可制度を利用している場合には回答を要しません。
- ④ 特例申告を利用している場合であっても、保税地域等への搬入が行われた場合には、回答を要することに留意ください。

(4) 「申告日時」欄

- ① 輸入申告の日時は、送信(輸入申告又はB P承認申請)を行った日時を回答ください。
- ② 予備審査制を利用した場合には、本申告への切替えの日時とします。
- ③ 航空貨物にあっては、到着即時輸入許可制度を利用、海上貨物にあっては、到着(搬入)即時輸入許可制度を利用している場合であっても、回答を要することにご留意ください。
- ④ 特例申告を利用している場合であっても、回答を要することにご留意ください。
- ⑤ 開庁時間外執務の届出(届出種別が「E」に限る。)を行い、区分2又は3が払出された場合には、当該官署の翌開庁時刻を申告日時とします。

(5) 「通関関係書類等提出日時」欄(区分2、3の場合のみ回答)

- ① 予備審査制を利用した場合であって、本申告に切替えるまでに通関関係書類を提出する場合には、本申告への切替えの日時を回答ください。
- ② 特例申告を利用した場合であっても、通関関係書類等の提出を要した場合には、回答を要することにご留意ください。
- ③ MSX業務にて通関関係書類を送付した場合は、許可後に原本の提出が必要な申告であっても、当該MSX業務で電子ファイルを送信した日時を回答ください。ただし、開庁時間外執務の届出(届出種別が「E」に限る。)を行い、区分2又は3が払出され、当該官署の翌開庁時刻までにMSX業務で通関関係書類を送付した場合には、当該開庁時刻を提出日時とします。

(6) 「理由」欄(別紙3参照)

入港から搬入等の各段階において、長時間を要した理由を回答する欄には、それぞれの段階において設定された所要時間を超えた場合に、『各段階において長時間を要した理由』の該当する理由番号を回答ください。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、第1理由、第2理由にそれぞれ回答ください。なお、当該理由表のうち選択した理由の()内に具体的理由を回答する等の指示がある場合には、当該指示に従い「理由」の欄の[その他(自由入力欄)]内に具体的理由等を回答ください。

《各段階において長時間を要した理由等表》
(航 空)

各段階の理由

A. 入港から搬入までに下記時間以上を要した理由

(申告先官署が東京本関の場合：7時間、申告先官署が東京本関以外の官署の場合：2時間)

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域等への運送に時間を要した。
4. 休日が間に入った。
5. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

B. 搬入から申告までに2時間以上を要した理由

1. 休日が間に入った(申告の準備が休前日中に間に合わなかった)。
2. 休日が間に入った(特に通関を急ぐ理由がなかった)。
3. 申告に必要な通関関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内倉庫の在庫調整等により保税地域等で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

C. 申告から通関関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

《各段階において長時間を要した理由等表》 (海 上)

各段階の理由

A. 入港から搬入までに24時間（1日間）以上を要した理由

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域等への運送に時間を要した。
4. 保税地域等の管理者がNACCSへの搬入登録を入港船舶単位でまとめて実施したため
5. 休日が間に入った。
6. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

B. 搬入から申告までに48時間（2日間）以上を要した理由

1. 休日が間に入った（申告の準備が休前日中に間に合わなかった）。
2. 休日が間に入った（特に通関を急ぐ理由がなかった）。
3. 申告に必要な通関関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内倉庫の在庫調整等により保税地域等で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他（具体的な理由を回答して下さい。）

C. 申告から通関関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他（具体的な理由を回答して下さい。）



第13回 輸入手続の所要時間調査(航空貨物)

本調査では「航空貨物」に関する所要時間についてうかがいます。

回答に要する時間は約5分です。お手数をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

本調査の回答ページはセキュリティで保護されており、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

なお、回答結果について、申告先税関から確認の連絡をさせていただくこともございます。

本調査は令和6年3月11日～3月17日に輸入申告(本申告)をされた貨物を対象とします。

(注)調査期間外(～3/10)に予備申告を行い、調査期間中(3/11～3/17)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象となります。

調査期間中(3/11～3/17)に予備申告を行い、調査期間外(3/18～)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象外となります。

問1. 輸入申告番号(11桁)についてお答えください(訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力願います。)。

例:12345678990 ※半角入力

問2. 申告先税関官署を下のプルダウンからお答えください。



問3. 問1. の輸入申告番号について、入港から輸入許可までの各所要時間等をお答えください

※全て半角入力とし、時分は24時間表記。(NACCSのIAW(輸入貨物情報照会)等からご確認いただくようお願いいたします。)。

(1)―1 入港月日

3/11

(1)―2 入港時間

09:00

(2)―1 搬入月日

3/11

(2)―2 搬入時間

15:00

(2)―3 入港から搬入までの間における所要時間について、次に掲げる時間以上の時間を要した場合は、その理由を下のプルダウンからお答えください。

(申告先官署が東京本関の場合:7時間、申告先官署が東京本関以外の官署の場合:2時間)

第1理由



第2理由



その他(自由入力欄)



(3)―1 申告月日

3/11

(3)―2 申告時間

15:00

(3)―3 搬入から申告までの間における所要時間について、2時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

(4)―1 通関関係書類等提出月日 ※(4)―1から(4)―3までの質問については、区分2又は3の申告のみ回答してください。

3/11

(4)―2 通関関係書類等提出時間

15:00

※MSXを複数回行った場合は、最後にMSX業務を行った日時を回答する(MSY業務を行った時間を回答しない事に留意ください。)。

(4)―3 申告から通関関係書類等提出までの間における所要時間について、2時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

回答済みデータに訂正があった場合には、①フォームから再度回答のうえ、②shoyojikanchosa●mof.go.jp宛に「訂正(該当する申告の輸入申告番号)」の件名で訂正の旨の連絡をお願いいたします。

確認



第13回 輸入手続の所要時間調査(海上貨物)

本調査では「海上貨物」に関する所要時間についてうかがいます。

回答に要する時間は約5分です。お手数をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

本調査の回答ページはセキュリティで保護されており、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

なお、回答結果について、申告先税関から確認の連絡をさせていただくこともございます。

本調査は令和6年3月11日～3月17日に輸入申告(本申告)をされた貨物を対象とします。

(注)調査期間外(～3/10)に予備申告を行い、調査期間中(3/11～3/17)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象となります。

調査期間中(3/11～3/17)に予備申告を行い、調査期間外(3/18～)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象外となります。

問1. 輸入申告番号(11桁)についてお答えください(訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力願います。)。

例:12345678990 ※半角入力

問2. 申告先税関官署を下のプルダウンからお答えください。



問3. 問1. の輸入申告番号について、入港から輸入許可までの各所要時間等をお答えください。

※全て半角入力とし、時分は24時間表記(NACCSのIVS(入出港届等照会)、ICG(貨物情報照会)等からご確認いただくようお願いいたします。)。

(1)―1 入港月日

3/11

(1)―2 入港時間

09:00

(2)―1 搬入月日

3/11

(2)―2 搬入時間

15:00

(2)―3 入港から搬入までの間における所要時間について、24時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由



第2理由



その他(自由入力欄)



(3)―1 申告月日

3/11

(3)―2 申告時間

15:00

(3)―3 搬入から申告までの間における所要時間について、48時間以上の時間を要した場合、下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

(4)―1 通関関係書類等提出月日 ※(4)―1から(4)―3までの質問については、区分2又は3の申告のみ回答してください。

3/11

(4)―2 通関関係書類等提出時間

15:00

※MSXを複数回行なった場合は、最後にMSX業務を行った日時を回答する(MSY業務を行った時間を回答しない事に留意ください。)

(4)―3 申告から通関関係書類等提出までの間における所要時間について、2時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

回答済みデータに訂正があった場合には、①フォームから再度回答のうえ、②shoyojikanchosa●mof.go.jp宛に「訂正(該当する申告の輸入申告番号)」の件名で訂正の旨の連絡をお願いいたします。

確認

令和6年3月12日
横浜税関業務部

e-CO を利用した輸入申告で区分1により許可となった場合の
書類提出の取扱いについて

NACCS により e-CO を利用し輸入申告を行った場合は、輸入申告の時点で原産地証明書の原本が提出されたこととなりますので、区分1により許可となった場合は、「1Y」が表示されますが、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用し
て行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号）第5章第1節1-4（輸入申告時の関係書類等の提出）(2)ハのとおり、添付書類等の提出は不要となります。

ただし、この場合においても、同項(2)のハ以外の規定に該当するときは、添付書類等の提出が必要となりますので、ご留意願います。

【本件に関するお問合せ先】
○業務部通関総括第1部門
電話：045-212-6150

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の 取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）（抜粋）

第 5 章 輸入通関関係

第 1 節 輸入申告

（輸入申告時の関係書類等の提出）

1-4 前項の規定により通関業者等に「輸入申告等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）で輸入許可となった場合は「輸入許可等通知情報」。以下この項において同じ。）が配信されたときの関係書類の提出の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 省略

(2) 簡易審査扱い（区分 1）となった輸入申告の場合

原則として添付書類等の提出を省略するものとする。ただし、次に掲げる輸入申告については、添付書類等に輸入申告番号等を付記して、提出することを求めるものとする。この場合、次のイからへまでに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限は、輸入の許可の日の翌日から 3 日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）とし、トに掲げる輸入申告に係る添付書類等の提出期限については、税関が指定するものとする。

なお、当該提出を求める場合において、上記(1)イ又はロのいずれかに該当するときは、上記(1)と同様、2 部（税関用 1 部、会計検査院用 1 部）提出するよう求めるものとする。

イ 法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされている輸入申告

なお、他法令において非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸入申告を含むものとする。

ロ 定率法又は関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。）（以下「暫定法」という。）その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸入申告（特例申告貨物に係る輸入申告を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされている輸入申告

ハ EPA 税率（経済連携協定（暫定法第 7 条の 7 に規定する経済連携協定をいう。）における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（この章第 15 節の 2 の規定により電子原産地証明書を提出する場合における当該電子原産地証明書を除く。）若しくは同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（この項において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項に規定する原産地証明書の提出を要する輸入申告（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。）

なお、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類の取扱いについては、関税法基本通達 68-5-11 の 4 の規定に準じて行うものとし、同項(2)ホ(イ)の完全に得られる産品又は完全に生産される産品の場合には、輸入申告書の記事欄に「EPA W0」の入力を行うものとする。

ニ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告（関税法基本通達 68-3-7 の方法により関税法施行令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限り、ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要せず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。）

ホ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する輸入申告（特例申告貨物の輸入申告にあつては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限り、）

ヘ 定率法第 9 条の 2 及び暫定法第 8 条の 6 に規定する関税割当制度を適用する輸入申告

ト その他税関長が特に必要と認める輸入申告

(3) 省略

**中華人民共和国産 電解二酸化マンガンに対する
不当廉売関税の課税期間の延長について**

NACCS 掲示板からの転載 公開日 2024 年 02 月 26 日

【利用者の皆様へ】

関税定率法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（以下「電解二酸化マンガ
ン」という。）であって、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とす
るものに対して不当廉売関税が課されていますが、「電解二酸化マンガンに対して課する不当
廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 39 号）」に基づき、同税が課さ
れる期間が令和 11 年 2 月 25 日（日）まで延長されます。

なお、業務コード集については、変更ございません。
ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産電解二酸化マンガ
ン
(2820. 10-000)

NACCS 用コード	適用税率(%)	
S004003	46. 5	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産
S004004	34. 3	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産 （政令で定められた者のもの）

ヨーグルトに係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 公開日 2024 年 02 月 29 日

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、ヨーグルト（別表第 1 の 6 の 7 の項）に
対して令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸
入）」中、「暫定法第 7 条の 3 発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第 7 条の 3 発動時の NACCS 用品目コードについては令和 6 年 3 月 1 日から使用可能
となります。

ヨーグルト（別表第 1 の 6 の 7 の項）に係る発動対象品目につきましては、こちらをご覧
ください。

以下参考

【品目番号】 【NACCS 用品目コード】
0403. 20-199 ⇒ [通常時] 0403208735、[暫定法第 7 条の 3 発動時] 0403208654 他
【税率】
[現行] 29. 8%+915 円/KG ⇒ [発動後] 39. 7%+1, 220 円/KG

令和6年3月12日

通関業者の皆様へ

横浜税関業務部 首席通関業監督官

通関業営業報告書等の提出について

平素から通関業務の適正・迅速な運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、通関業法第22条第3項に基づき、例年ご提出いただいております「通関業営業報告書等」につきまして、令和5年度分を別紙提出要領によりご提出いただきますようお願い致します。

ご提出に際し、複数の税関管内に営業所を設置している場合は、主たる営業所の所在地を管轄する税関のみにご提出願います。

なお、提出手段につきましては、**NACCS 汎用申請**を積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。

通関業営業報告書等の提出要領

(1) 提出物

イ. 通関業営業報告書（税関様式 B 第 1190 号） 1 通（控えが必要な場合は 2 通）

ロ. 貸借対照表 1 通 ※

ハ. 損益計算書 1 通 ※

ニ. 株主資本等変動計算書 1 通 ※

（繰越利益剰余金が記載されているもの）

ホ. 会社組織図（最新のもの） 1 通

※「決算報告書」（株主総会等に利用するもの）が、上記ロからニの内容を記載している場合、ロからニの提出に代え当該「決算報告書」1 通を提出いただいても結構です。

また、連結決算を行っている場合は、連結決算報告書も併せて提出して下さい。

(2) 留意事項

イ 別添「通関業営業報告書記載要領」の注意点（赤字部分）を参照のうえ、各様式を作成し提出して下さい。

ロ 営業報告書様式（B-1190）のblankフォーム（Word 形式）が税関ホームページに掲載されておりますのでご利用下さい。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(3) 提出方法

次のいずれかの方法をお選び下さい。

イ N A C C S 汎用申請（業務コード：H Y S）

申請先税関官署：

申請先部門：（blank）

申請手続種別： 件数・料金その他通関業務関連事項報告（B1190）

ロ 郵送（宛先を「横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行」と明記してください。後記（6）の送付票をご利用下さい。）なお、控えが必要な場合は 2 部送付いただき、「控」返送用の書留等追跡可能な封筒（返送分の切手貼付）を同封して下さい。

ハ 横浜税関業務部首席通関業監督官の窓口（本関 4 階）に持参

★できるだけ N A C C S 汎用申請をご利用いただきますようお願いいたします。

(4) 提出期限

令和6年6月30日必着

提出期限にかかわらず早期の提出にご理解とご協力をお願い致します。

やむを得ず提出期限を過ぎて提出する事情がある場合には、提出期限前にご連絡をお願い致します。

株主総会の開催日程の都合等で、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出が後日になる場合には、通関業営業報告書を提出する際に、その旨お申し出下さい。

(5) 連絡先（お問い合わせ先）

横浜税関 業務部首席通関業監督官

電話番号 045-212-6051

(6) 送付票

郵送される場合の送付票としてご利用下さい。

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行

通関業営業報告書 記載要領

注意点を記載しましたので、営業報告書作成の際の参考として下さい。

令和6年3月

横浜税関 業務部首席通関業監督官

横 浜 税 関 長 殿

・記入漏れがないようにして下さい。

令 和 5 年 度

通 関 業 営 業 報 告 書

〔 自 令和 年 月 日 〕
〔 至 令和 年 月 日 〕

- ・報告対象となる期間（事業年度の開始日と終了日）を記入。
- ・事業年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する各通関業者の皆様の事業年度です。
- ・決算期途中で通関業の許可を受けた場合は、許可日から事業年度終了日までとなります。
- ・ご提出いただく第1～2表の内容は全て事業年度終了時点の数字を記入して下さい。

通関業者
住 所（所在地）
法人番号
氏名又は名称

・内容について確認させていただく場合がありますので、実際の作成者の連絡先を記載して下さい。

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

（注） 本報告書は、通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長に提出してください。

（規格A4）

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を添付して下さい。
- ・株主総会による承認前等により、公に配布する事業報告書を添付できない場合は、（案）段階の書類を添付し、承認後等に正式な書類を提出して下さい。

主 要 株 主	(%)					
	(%)			(%)		
	(%)			(%)		
	(%)			(%)		
通関業務及びその他の 業務に係る 収入及び従業員数			営業収益 (千円)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
	通 関 業		A ※			
	通 関 業 以 外					
	計		B	100.0		100.0
通関業務 収 支	営業収益①（千円）		営業費用②（千円）		営業利益 ①－②（千円）	
	A ※					
兼業の状況	・ 倉庫業 ・ 港湾運送事業 ・ 海上運送事業 ・ 航空運送事業 ・ 貨物利用運送事業 ・ 道路運送事業 ・ その他 []					
通関士数	人		通関士 有資格者数		人	
備 考						

- (規格 A 4)

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表
 全体〔営業所数： 3 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等	料金を収受していない通関業務等についても、実績がある場合は、件数及び金額（「0」）を記入して下さい。	
その他		
合計		A
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

営業所別内訳

〔主たる営業所名： 横浜営業所 所在地管轄税関： 横浜税関 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

〔営業所名： 東京営業所 、所在地管轄税関： 東京税関 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

（規格A4）

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表（つづき）

〔営業所名： 名古屋空港営業所、所在地管轄税関： 名古屋税関〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² N A C C S利用端末 台
備考		

〔営業所名：、所在地管轄税関：〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² N A C C S利用端末 台
備考		

〔営業所名：、所在地管轄税関：〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告		
輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所	m ² N A C C S利用端末 台
備考		

（規格A4）

- (注) 1. 本表は、通関業者全体及び営業所別に作成してください。また、営業所別内訳の〔 〕内には営業所名及びその所在地を管轄する税関名を記載してください。
2. 「取扱件数」及び「収受額」は報告の対象期間の通関業務取扱台帳（税関様式B第1170号）に計上ものを集計して記載してください。
3. 「通関業務関係資産」については、専有か共有かにかかわらず通関業務に使用しているものを合算して計上してください。

- ・ **A**は、すべての通関営業所の通関業務取扱台帳の収受金額の合計額（対象事業年度分）をご記入ください
- ・ **B**は、損益計算書の「売上高/営業収入（※費用を差し引く前の数字）」をご記入ください。

令和6年3月
横浜税関

関係者 各位

令和5年（1月～12月）に横浜税関で発見したコピー商品などの知的財産侵害物品の差止状況を公表しました。

税関ホームページにも資料を掲載してありますので、ぜひご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_sashitome\(yokohama\)_R5.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_sashitome(yokohama)_R5.pdf)



横浜税関は、全国の税関別で令和元年以降5年連続第1位となる12,485件の知的財産侵害物品の輸入を差止めました。（1万件超は令和2年以降4年連続）

消費者の安全・安心に関わる差止物品の例（公表資料から抜粋）

【医薬品】



【香水】



【浄水器用
カートリッジ】



【電動工具用
バッテリー】



知的財産侵害物品の大半は国際郵便で送られてくるものですが、海上貨物や航空貨物からも色々な知的財産侵害物品が発見されています。

また、令和4年10月1日より、商標権・意匠権を侵害する物品に対する水際取締りを強化しており、例えば、通販サイトで購入した商品が、海外の事業者から送られてきた商標権または意匠権を侵害する模倣品である場合、税関の取締対象となっています。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の取締りにご理解とご協力を賜りますとともに、消費者の立場からも二セモノは買わない・使わない・騙されないよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

業務部知的財産調査官

045-212-6116